

宇城市立図書館雑誌スポンサー募集要領

(目的)

第1条 この要領は、図書館の雑誌カバー及び雑誌架を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、宇城市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書館資料を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(内容)

第2条 雑誌スポンサーは雑誌の購入代金を負担し、提供された雑誌を図書館が配架する。提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架に雑誌スポンサー名を表示し、裏面及び雑誌架には広告を表示する。

なお、雑誌の調達は図書館が行い、配架位置並びに保存及び廃棄については図書館が決定する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第3条 雑誌スポンサーは、企業・商店・団体等で、個人は除く。また、本市の「広告掲載基準」第4条に該当する業種又は事業者に係るものは対象としない。

なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性を損なうおそれのないものとし、本市の広告掲載事業実施要綱第4条及び広告掲載基準第5条各号に該当するものは対象としない。

(対象とする雑誌)

第4条 図書館が作成した「雑誌リスト」から選定する。ただし、「雑誌リスト」に記載されていない雑誌を希望するときは、教育委員会との協議により選定することができるものとする。

(広告の規格・表示方法及び配架図書館)

第5条 提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架に、スポンサー名等を表示する。表示の大きさ縦4cm、横13cm以内とし、貼付位置は、雑誌カバーは中央より下部に、雑誌架は、雑誌の配架位置の中央より下部とする。

2 最新号カバーの裏面及び雑誌架に広告を掲示できる。広告は片面印刷のものとし、大きさは、雑誌架用はA5版横、雑誌カバー用はカバーに収まるサイズとする。また、雑誌架への貼付位置は、雑誌の配架位置の中央部とする。

なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成するものとする。

3 表示期間は契約期間内の発行雑誌とし、広告の内容を変更する場合には、あらかじめ宇城市教育委員会と協議するものとする。ただし、表示の開始は、支払い確認後とする。

支払確認は、宇城市納付通知書兼領収証書等で確認するものとする。

4 提供雑誌を配架する図書館は、宇城市立図書館とし、雑誌スポンサー申込者が選択できるものとする。

5 雑誌の配架位置は各図書館が決定する。

(広告の期間)

第6条 広告の期間は原則として1年間(4月1日から翌年3月31日まで)とし、年度の途中からの場合は掲出を決定した月の翌月から翌年の3月31日とする。ただし、掲出の決定が1月から3月になる見込みのときは、雑誌スポンサーとの協議により雑誌の提供を含め、新年度の4月1日からとする。

また、期間満了の2月前までに、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届(第5号様式)の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲出期間は、更新前の広告の掲出期間満了日の翌年の3月31日までとする。

(申込の受付)

第7条 申込は、随時受付とする。

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第8条 雑誌スポンサー制度の申込があった場合は、広告の内容とともに宇城市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に規定する「宇城市立図書館雑誌スポンサー広告審査会」(以下「審査会」という。)で審査を実施する。

(申込方法)

第9条 雑誌スポンサー制度申込書(第1号様式)に必要な事項を記入し、図書館に持参、電子メール、ファクシミリ、又は郵送のいずれかの方法により提出しなければならない。

提供先図書館への同一の雑誌に複数の申込があった場合は、提供希望期間が長い申込者を優先し、提供希望期間が同じ場合は抽選とする。

(契約)

第10条 雑誌スポンサーの可否は、雑誌スポンサー承諾(不承諾)決定通知書(第2号様式)により通知する。雑誌スポンサーに決定した場合は、覚書(第3号様式)により契約を締結するものとする。

(提供雑誌購入代金の支払い方法)

第11条 雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払いは、宇城市へ直接、支払うものとする。

(1) 支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算するものとする。

(2) 振込む場合の手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

(3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊または廃刊した場合は、教育委員会と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(広告内容の変更)

第12条 雑誌スポンサーが雑誌に掲示した広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2月前までに、広告内容の変更届(第4号様式)を教育委員会に提出

し、審査会の承諾を受けた後に掲示するものとする。

(雑誌提供の中止届)

第13条 雑誌スポンサーが雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2月前までに、雑誌の提供中止届(第5号様式)により教育委員会に提出しなければならない。

(雑誌スポンサーの取消し)

第14条 雑誌スポンサーから前項の雑誌の提供中止届が提出されたとき及び広告掲載基準第4条各号に該当することが明確になった場合は、雑誌スポンサーを取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。